



「タクシー供給業務」に係る公募

公 募 要 領

2023 年 2 月 13 日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、申請書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、役職員等の深夜業務における帰宅及び外部での急務発生時の役職員等の安全かつ安定した輸送確保等を目的としたタクシー供給を実施するタクシー事業者（以下「事業者」という。）について、下記の内容で公募を実施いたします。

なお、下記 2. の応募要件を満たしていることを証する必要書類及び 4. (2) の申請書を提出したすべての事業者のうち応募要件及び業務要件等を満たしている事業者と契約するものとします。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「タクシー供給業務」

(2) 契約期間

2023 年 4 月 1 日（土）より 2028 年 3 月 31 日（金）

(3) 概要

- ① 事業者により作成・発行されたタクシーチケット（以下「チケット」という。）を所持する役職員（以下「利用者」という。）が配車を申し込んだときは、指定した台数、時間及び場所にタクシーを配車する。
- ② タクシーを使用し下車する際、利用者がチケットに乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、事業者の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用する。
- ③ 上記②に定める乗車走行料金についてチケットに記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。
- ④ 事業者は、利用者が使用したチケットの利用枚数を月の末日で締め切り、チケットに記載の金額を集計しチケット及び請求明細書を添付して、当機構の指定する部署に提出する。
- ⑤ その他、本公募要領に記載されていない事項については、当機構と事業者間の協議により実施することとする。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (5) 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。資格を有しない場合は、登記簿謄本、納税証明書、営業経歴書及び財務諸表類を提出し、参加を認められた者であること。
- (6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

3. 業務要件等

別紙「仕様書」にて定める。

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人 情報処理推進機構

総務部 総務グループ 公募担当：村上、梶

電話番号：03-5978-7501

E-mail：ga-driver2022-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 申請書等の提出期限、場所及び方法

「3. 業務要件等」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、申請書等（下記提出書類一式）を提出してください。

なお、要件を満たしていない申請書等は受領できませんので、提出前にE-mailにて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2023 年 3 月 3 日（金）17 時 00 分

場所：「4. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。上記期限までに必着のこと。）

【提出書類】

① 申請書（様式）及び添付書類

② 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

【上記の資格を有しない場合】

登記簿謄本（商業登記法第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、納税証明書（その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前 2 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

※登記簿謄本及び納税証明書は、発行日から 3 か月以内のものに限る。

③ 委任状（必要な場合）

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(4) 契約条項については、当機構と協議の上決定する。

(5) 本件の契約相手方となった場合においても、タクシーの利用を保証するものではない。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、申請書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〃
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

申請書

「タクシー供給業務」に係る公募について、貴機構が提示する応募要件及び業務要件等に適合することを証明するため、申請書及び添付資料を提出いたします。また、提出した書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、貴機構がとられる処置に対して、一切異議の申し立ては行いません。

なお、契約期間中、万全を期して業務を履行いたしますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

業務要件	回答
事業の種別として「一般常用旅客自動車運送事業」の許可を受けており、営業区域として「東京特別区、武三交通圏」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。	可・否
関東運輸局認可のタクシー所有台数 1, 500 台以上であること。	可・否
24 時間配車可能なこと。	可・否
本業務に係る事務手数料がかからないこと。	可・否
料金後払いタクシーチケットが使用できること。	可・否
機構から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、請求日を含む 3 営業日以内に必要な数量を無償で納入可能なこと。	可・否

〔添付書類〕

- (1) 国土交通省関東運輸局が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の認可証の写し
- (2) 会社概要（パンフレット等）（様式自由）
- (3) タクシー所有台数が確認できる書類（法人の協同組合の場合は、事業者数、事業者名及び合計台数、個人タクシーの協同組合の場合は、加入事業者（組合員）数を記載すること。）（様式自由）
- (4) 事務手数料に係る条件を確認できる書類（様式自由）
- (5) タクシーチケットに係る条件を確認できる書類（様式自由）

仕 様 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、タクシー供給業務の実施について、次のとおり定める。

1. 件名

タクシー供給業務

2. 契約期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

3. 契約単価

関東運輸局長認可運賃及び料金

4. 業務要件

- （1）タクシー事業者（以下「事業者」という。）は、事業の種別として「一般常用旅客自動車運送事業」の許可を受けており、営業区域として「東京都特別区、武三交通圏」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。
- （2）関東運輸局長認可のタクシー所有台数1,500台以上であること。
- （3）事業者は、24時間配車可能なこと。
- （4）事業者は、本業務に係る事務手数料がかからないこと。
- （5）事業者は、料金後払いタクシーチケットが使用できること。
- （6）事業者は、機構から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、請求日を含む3営業日以内に必要な数量を無償で納入可能なこと。

5. 業務内容

（1）チケット納品方法

事業者は、「4. 業務要件（6）」にて定めた期限内に、機構の指定する部署に納品する。

（2）配車対応

事業者は、自ら作成・発行したタクシーチケット（以下「チケット」という。）を所持する機構の役員等（以下「利用者」という。）が配車を申し込んだときは、指定した台数、時間および場所にタクシーを配車する。

（3）チケット使用方法

- ① 事業者は、利用者がタクシーを使用し下車する際、チケットに乗車走行料金、高速道路通行料金、有料道路通行料金及び有料駐車場料金等を正確に記入し、事業者の乗務員に手渡す方法によりタクシーを利用する。
- ② 事業者は、①に定める乗車走行料金についてチケットに記入する金額は、車両に備え付けの料金メーターに表示された金額とする。

（4）請求方法

- ① 事業者は、タクシー料金請求書を月末締めで、翌月10日（土日祝日の場合は翌営業日）までに利用者が使用したチケットを添付の上、提出すること。
- ② 事業者は、タクシー料金請求時に、部署ごとの請求明細書（利用日、チケット番号、利用料金、高速料金等、合計額等が明記されているもの）を添付すること。

- ③ 事業者は、①及び②の請求書等を機構の指定する部署に提出すること。

(5) 責任範囲

- ① 事業者は、乗車中の不注意による交通事故等のため、利用者が損害又は損傷を受けた場合、損害賠償の責を負うものとする。
- ② 事業者は、自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- ③ 事業者は、自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに機構に報告を行うこと。

6. その他

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合については、機構と協議の上決定する。

以 上